

／筑紫地区在住の障がい者・障がい児が対象です／

筑紫地区 緊急ショートステイ事業

知っていますか？

私が急に入院
してしまったら
どうしよう？



急きょお葬式の
予定が入って
見てくれる
人がいない



筑紫地区緊急ショートステイ事業とは

筑紫地区(筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市)で在宅生活をする障がい者等と同居する介護者が急な病気・事故による入院や葬儀への出席等で、障がい者等が一時的に在宅生活を続けられなくなった場合に、あらかじめ緊急時の受け入れ機能を担うものとして所在地の市から認定を受けた事業所において行う緊急短期入所のことです。

事業利用は各市の基幹相談支援センターにご相談ください

／お問い合わせはこちら／

筑紫地区地域自立支援協議会（各市基幹相談支援センター）

筑紫野市役所：生活福祉課 障がい者福祉担当（TEL 092-923-1111）

春日市役所：福祉支援課 障がい福祉担当（TEL 092-584-1111）

大野城市役所：福祉サービス課 障がい福祉担当（TEL 092-580-1853）

太宰府市役所：福祉課 障がい福祉担当（TEL 092-921-2121）

那珂川市役所：障がい者支援課 障がい者支援担当（TEL 092-953-2211）

詳しい内容は
裏面を参照

1 利用対象 筑紫地区在住の障がい者・障がい児で、次のいずれにも該当する人

- ア. 介護者の急な病気や事故、葬儀等、事前に想定できない理由で、在宅で一人で過ごすことが困難な障がいのある人
 - イ. 想定できない理由が利用を開始する日の前々日、前日、当日に発生し、基幹相談支援センターに連絡があった場合の利用者
 - ウ. 障がい福祉サービス短期入所の受給者証の対象となる人
 - エ. 一年以内の当該短期入所事業所の利用がない人
- その他、各市福祉事務所長が必要と認める人

2 事前登録をしよう

将来的に緊急時の対応が必要になることを見込んで**事前登録**が重要です
相談は、計画相談支援事業所か各市基幹相談支援センターへ

3 体験利用してみよう

登録が終わり、各種準備が整えば体験利用ができます。

体験利用することで必要な支援体制が分かり安心して利用することができます

4 Q&A

Q1 何日利用できますか？

A1 7日以内です。ただし介護者の疾病が当初の想定を超えて長期間になり在宅への復帰が困難になったこと等やむを得ない事情がある場合は14日までの利用が可能です。

Q2 障がい児の利用はできますか？

A2 対象となります。年齢の下限はありませんが短期入所事業所によっては受入れが難しいこともあります。また、虐待などの場合は先に児童相談所等にご相談ください。

Q3 障がい福祉サービスを受けたことがありませんが、この事業を利用できますか？

A3 障がい福祉サービスを受けるための手続きが必要となります。また、障がいの特性やその人の状態に応じて必要とされる支援度合いを示す障害支援区分が区分1以上必要となります。

Q4 施設入所者が一時帰省中に介護者が急病となった場合、利用できますか？

A4 不可です。入所している施設の受入れが原則となります。

Q5 台風、集中豪雨、地震などの災害からの避難先として利用できますか？

A5 不可です。災害時はお住いの自治体に従って、避難等の対応をお願いします。

Q6 短期入所を必ず受け入れてもらえるのですか？

A6 利用希望者の障がい種別や状態により受入れができない短期入所事業所もあります。緊急時に備えて、本事業の事前登録や体験利用を行っておくことをお勧めします。

Q7 認定を受けた事業所は必ず受けなければならないの？

A7 利用希望者の障がい種別や状態により受入れができないことなどもあり得るため、認定を受けたから受入れの義務があるわけではありません。ただし、「緊急時の受入れ機能」を担う事業所として、可能な限り積極的な対応を求めています。